

請求受付期間：11月1日(火)～11月10日(木)

※10日までに請求情報が送信できない場合は、翌月に請求情報を送信してください。

通知文書の送信予定日

No.	通知文書	送信日	事前点検日時
1	点検処理結果票 (ログイン後のお知らせに送信)	11月9日(水) 午前	11月8日(火) 16時頃
		11月10日(木) 午前	11月9日(水) 16時頃
		11月11日(金) 午前	11月10日(木) 16時頃
2	返戻等一覧表	11月30日(水)	\
3	支払決定増減表		
4	支払決定額通知書	12月6日(火)	
5	支払決定額内訳書		
6	処遇改善加算総額のお知らせ		
7	過誤決定通知書		

※通知文書については、該当する事業所のみを送信されます。

請求情報の修正期間

請求情報修正締め切り日時：11月15日(火) 15時 (時間厳守)

※請求情報の修正は、あくまでも10日までに請求した情報の修正期間です。

※15時までに送信がない場合は、翌月の請求となります。

請求情報に対する事前点検について

- ✦ 国保連合会では、返戻となる請求情報を減少させるために、事前に請求情報を点検しています。
- ✦ 事前点検を希望する場合は、「事前点検日時」までに請求情報を送信してください。
- ✦ 事前点検では「取込点検」・「受付点検」・「資格点検」を行いますが、道外の受給者については、「資格点検」を行いません。
 - ※取込点検＝レコードフォーマット、桁数の確認等、最低限の確認
 - ※受付点検＝情報内の整合性確認、市町村台帳・事業所台帳・単位数表マスタとの突合
 - ※資格点検＝市町村台帳・受給者台帳・単位数表マスタとの突合
 - ※サービス提供量が決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認及び請求明細書とサービス提供実績記録票との突合による点検は実施しません。
- ✦ 事前点検は原則 1 回のみ実施されます。ただし、事前点検日時をまたいで複数回請求情報を送信した場合は、この限りではありません。
- ✦ 請求情報を修正する場合は、誤っている請求情報を必ず取下げ、正しい請求情報を送信してください。

取下げを行わない場合、後から送信した請求情報は「重複エラー」となり、誤っている請求情報のまま市町村審査へと進みます。
- ✦ 請求情報の取下げは、「電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編) 2.2 請求取下げ依頼」を参照ください。
- ✦ 請求情報の修正方法は、請求情報を作成しているシステムのマニュアルを参照し、不明な場合は各ソフトのメーカーに問い合せください。(「簡易入力 V2」の場合は電子請求ヘルプデスク)
- ✦ 事前点検の結果、エラーや警告が発生していない場合であっても、市町村審査によって返戻となることがあります。

留意事項

- 電子請求受付システムでの通知文書は、すべての通知文書を取得してから3か月で削除となります。
3か月経過後は通知文書の取得ができませんので、必ずデータの保存もしくは印刷し、紙での保管をお願いします。
- 通知文書を紛失した場合、再発行までに1週間程度かかります。再発行した通知文書は電子請求受付システムのログイン後のお知らせに送信します。
- 点検処理結果票の確認が修正期間を過ぎた場合、点検処理結果票の内容については点検の途中経過であることから、基本的に問合せには対応しかねます。月末に送信される返戻等一覧表で確認をお願いします。
- 点検処理結果票及び返戻等一覧表に関する問合せ、事業所の体制届に係る加算等に関する問合せは下記をお願いします。

■点検処理結果票・返戻等一覧表

エラーコード	問い合わせ先
EG**、S***、T***	受給者証に記載の支給市町村
上記以外	国保連合会

■報酬の算定方法(加算等)

事業所の所在地	問い合わせ先
札幌市(障害者・障害児)	札幌市役所
函館市(障害者)	函館市役所
旭川市(障害者)	旭川市役所
上記以外	管内の(総合)振興局

- 支払が確定後に請求の誤りが判明した場合は、請求明細書の取下げ(過誤)の申出が必要です。詳細については受給者証に記載の支給市町村に連絡してください。